

都道府県社会保険協会会員事業所の皆様へ

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」(業務災害総合保険)を導入しています。
本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度ですので、是非この機会にご加入をご検討ください。

企業
防衛に!

業務災害補償制度 経営ダブルアシスト® (業務災害総合保険)

最大約

58%割引!!

東京海上日動の経営ダブルアシスト®なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

(*1)
(*2)
(*7)

- (*1) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%・健康経営割引5% (*3) (*6)
 - (*2) 働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%引き引きします。 (*4) (*5) (*6)
 - (*3) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。
 - (*4) 働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。
 - (*5) 健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。
 - (*6) 「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。
 - (*7) この割増率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用有無による保険料の較差とは異なる場合があります。
- 上記割引は、2024年10月1日始期契約から2025年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を 割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

1 スケールメリットによる
割安な保険料

2 労災事故での
高額賠償に備える
「使用者賠償責任補償」
を標準セット

業務災害
補償制度の
5つの
特徴

3 政府労災保険の給付を待たずに
保険金のお支払いが可能(*)

(*)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。
また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災等の決定を待ってからお支払いする場合があります。

4

契約は補償対象者無記名式
短期労働者やパート・アルバイトは
もちろん、派遣社員(*)、
構内下請作業員(*)も包括補償
(*)オプション

5

保険料は売上高で算出
保険料は全額損金算入可能!



※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。

「パンフレット兼重要事項説明書」(PDF)は、こちらからダウンロードできます。▶
<https://www.zensharen.jp/kda/kwa.pdf>



お申込み・
お問い合わせは

[取扱代理店]
〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム 担当: 金谷、伴
TEL: 03-6264-4771 FAX: 03-6264-4772

[提携引受保険会社]
東京海上火災保険株式会社 担当: 医療・福祉法人部
TEL: 03-3515-4143

24TC-002171
2024年7月作成